定款

令和5年3月2日

ASTI株式会社

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、ASTI株式会社と称し、英文ではASTI CORPORATION と記載する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 自動車用電装品の製造および販売
 - (2) 楽器部品の製造および販売
 - (3) 電器、音響製品および部品の製造ならびに販売
 - (4) 通信機器および部品の製造ならびに販売
 - (5) 制御機器および部品の製造ならびに販売
 - (6) 事務機器の製造および販売
 - (7) 医療用具および医療用機器の製造・販売・修理
 - (8) 損害保険代理業務
 - (9) 生命保険の募集に関する業務
 - (10) 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない 事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により 行う。

(機関)

- 第5条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、960万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集の時期および招集権者)

- 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に 随時これを招集する。
 - 2 前項の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 当会社の株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

- 第17条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合においては、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成 する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

- 第21条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(解任)

第22条 当会社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数 を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

- 第23条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす る。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第24条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。
 - 2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて 取締役会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集)

第25条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ指名された取締役が招集する。指名された取締役に事故ある場合は、あらかじ

- め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 2 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(議長)

第26条 当会社の取締役会の議長は、取締役会の決議により選定する。議長に選定された取締役に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務 執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任 することができる。

(決議)

- 第28条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって 作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役 会規程による。

(報酬等)

第31条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集)

- 第33条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議)

第34条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規程による。

第6章 取締役および会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第37条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)および会計監査人の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第39条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第40条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録され た株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

- 第41条 当会社の剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。
 - 2 未払の剰余金の配当および中間配当には利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第56回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。